



ATSUMI & SAKAI
TOKYO | LONDON | FRANKFURT
www.aplaw.jp

Insights on Brexit

英国の EU 離脱・法的観点から



英国の EU 離脱・法的観点から

英国では 2018 年 6 月、European Union (Withdrawal) Act 2018 が成立し、EU 離脱日が 2019 年 3 月 29 日と定められました。また、同法では、European Communities Act 1972 の廃止とともに、EU 法の国内法への置き換え及び当該置き換えにより発生する不備の修正権限の英国政府への付与について定められています。

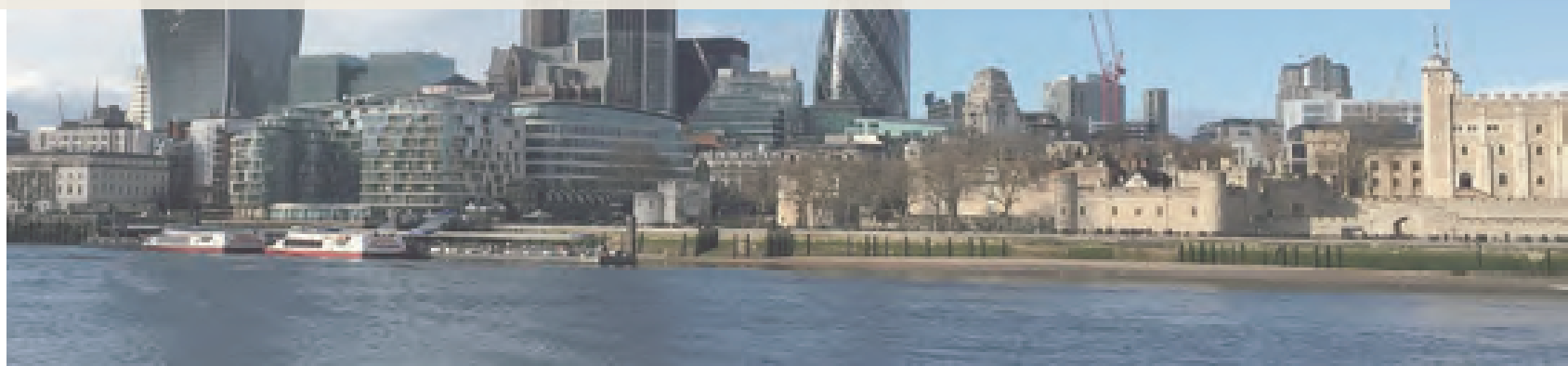
一方で、2018 年 3 月において EU 離脱協定案が公表され、移行期間を 2019 年 3 月末から 2020 年 12 月末とすること等について暫定合意に至りました。しかしながら、離脱協定合意の期限までに当該離脱協定案について最終合意に至らない限り、移行期間が設けられることについて確約はされません。

離脱交渉に残された時間が少ない中、No-deal Brexit（合意なき EU 離脱）となるリスクも懸念されており、関係各国がそれに備えた注意喚起を公表し、対応策としての立法にも動いている状況にあります。

No-deal Brexit となった場合にも備え、EU 離脱後のビジネス環境の変化を分析し、その対応策の検討を行うことは、英国及び欧州でビジネスを行う日本企業様にとって重要な課題となります。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業では、セミナーや執筆物を通して、かかる状況下で英国関連事業を有する企業が現時点で検討し、備えておくべき主な視点を、法的観点から解説しております。

ロンドンおよびフランクフルトに拠点を有し、幅広いグローバルネットワークを構築している当事務所だからこそ提供できる句で実践的な情報を皆様のお問い合わせに応じて随時いち早くお届けいたします。



- "'Brexit' Impact on Financial Institutions : Relocating to Germany, Part 2: Corporate & Licensing Considerations"

欧州対応チーム/フランクフルトオフィス 2018年2月27日配信(ニュースレター)

http://www.aplaw.jp/EN_FRT_Newsletter_002.pdf

著作物

- 「英国のEU離脱(Brexit)と金融機関等によるフランクフルト拠点の設立～ (1) EUパスポートの喪失と金融機関に与える影響～」

欧州対応チーム/フランクフルトオフィス 2017年9月22日配信(ニュースレター)

http://www.aplaw.jp/Newsletter_FRT_001.pdf

著作物

- 「英国のEU離脱にかかわる金融法分野の法的諸課題の概観」

弁護士 野崎 竜一 著

月刊ザ・ローヤーズ 2016年9月号(アイ・エル・エス出版)

著作物

- 「EU、英国に関わる日本企業のBrexit対応ステップ ― 法的観点から」

弁護士 野崎 竜一、弁護士 落合 孝文(パートナー/ 第二東京弁護士会) 共著

商事法務ポータル(会員制サイト) <https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=1599549>

著作物

- 「M&A、金融、労働、個人情報・知財etc. 英国のEU離脱に伴う主な法的留意点」

弁護士 野崎 竜一、弁護士 落合 孝文、弁護士 水上 高佑(パートナー/第二東京弁護士会)、弁護士 金久 直樹(パートナー/第一東京弁護士会) 共著

旬刊経理情報No.1453、2016年8月1日号(中央経済社)

著作物

- Brexitセミナー

開催日: 2016年9月8日

主催: 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、CMS Cameron McKenna LLP

セミナー

- 英国EU離脱への対応方法の基本的考え方 ― 法的観点からの指針

開催日:2016年7月27日

主催:渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

後援:レクシスネクシス・ジャパン株式会社、ビジネスロー・ジャーナル

セミナー

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

所在地：

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

富国生命ビル（総合受付16階）

Tel: 03-5501-2111 (代表)

Fax: 03-5501-2211

代表窓口：弁護士 野崎 竜一(パートナー/第一東京弁護士会)

E-mail: ryuichi.nozaki@aplaw.jp

アクセス：

JR

(山手線・京浜東北線) 新橋駅 日比谷口 徒歩6分

地下鉄

(都営三田線) 内幸町駅 A6出口直結

(千代田線) 霞ヶ関駅 C4出口 徒歩3分

(日比谷線) 霞ヶ関駅 C4出口 徒歩3分

(丸ノ内線) 霞ヶ関駅 B2出口 徒歩5分



お問合せ先（ロンドンオフィス）



Atsumi & Sakai Europe Limited

所在地：

4th Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR United Kingdom

代表窓口：

弁護士 金久 直樹

(パートナー/ロンドンオフィス代表/第一東京弁護士会)

Tel: +44-(0)203-696-6540

Mobile: +44-(0)75-4899-7865

E-mail: info_uk@aplaw.jp

アクセス：

Underground

Tower Hill Station (Circle Line and District Line) 徒歩 5 分

Monument Station (Circle Line and District Line) 徒歩 6 分

Bus

Great Tower Street bus stop (route 15) 徒歩 1 分

Fenchurch Street Station bus stop (route 40) 徒歩 3 分

Train

Fenchurch Street Station (c2c Rail) 徒歩 3 分



法的助言は渥美坂井法律事務所弁護士法人の名において提供されます。渥美坂井法律事務所弁護士法人、Atsumi & Sakai Europe Limited 及び金久直樹弁護士は、英国 Legal Services Act 2007 に定める reserved legal activity は行わず、イングランド及びウェールズのソリシタース・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。

Atsumi & Sakai Europe Limited is a company incorporated in England & Wales (No. 09389892) with its registered office at Tricor Suite, 4th Floor, 50 Mark Lane, London, United Kingdom EC3R 7QR and is a wholly-owned subsidiary of Atsumi & Sakai Legal Professional Corporation organised under the laws of Japan.

Legal advice is provided by Atsumi & Sakai Legal Professional Corporation. None of Atsumi & Sakai Legal Professional Corporation, Atsumi & Sakai Europe Limited or Mr. Naoki Kanehisa is regulated by the Solicitors Regulation Authority for England and Wales, and neither will undertake any reserved legal activity as defined in the United Kingdom Legal Services Act 2007.

お問合せ先（フランクフルトオフィス）



Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
渥美坂井ヤンセン弁護士法人*

所在地：

Taunusanlage 21
60325 Frankfurt am Main, Germany

窓口担当：

フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士

Tel: +49-(0)69-7474-5050 (General)

Fax: +49-(0)69-7474-5064

E-mail: frank.becker@asj-law.jp

アクセス：

Subway

Alte Oper Station (U6 and U7 Lines) 徒歩1分

Train

Taunusanlage Station (S1-S6 and S8 Lines) 徒歩2分

